

障害福祉サービス事業運営法人（事業所）

代表者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課支援係

「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」の保存及び実績報告時の活用について（依頼）

日頃より、都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算（以下「本加算」という。）を算定している事業所におかれましては、毎月、国保連合会から「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算のお知らせ」のデータが送付されていることと存じます。当該データの取扱いにつきまして、下記のとおり周知させていただきますので、御留意くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 データの保存及び取扱いについて

各事業所におかれましては、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」のデータを磁気媒体等に保存する、印刷して紙で保存する等の対応をしていただきますようお願いいたします。国保連合会のシステム上、当該データを3か月以上遡って取得することはできませんので御注意ください。

なお、障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供に関する諸記録について、「5年間保存しなければならない」と定められております。「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」についても、適切な保存をお願いいたします。

### 2 都への実績報告について

本加算については、厚生労働省の通知において、各年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月までに都道府県に実績報告を提出することとされております。都では、毎年、事業者の皆様から御提出いただく実績報告において、本加算の額を確認するため、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」の写しの御提出をお願いしているところです。毎年の実績報告の際には、事業者の皆様は毎月保存していただいた「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」を御活用いただきますよう改めてお願い申し上げます。

#### 【問い合わせ先】

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
処遇改善事業専用ヘルプデスク（障害福祉）  
電話 03-5320-4230